

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1)一戸建ての住宅

区分	建築物の床面積※2※3	認定申請手数料(円)※4	変更認定申請手数料(円)※5	
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合※1		5,000	2,500	
その他の場合 (技術的審査なしの場合)	誘導仕様基準による場合※7	200㎡未満	18,000	9,000
		200㎡以上	20,000	10,000
	誘導仕様・計算併用法による場合※8	200㎡未満	27,000	13,500
		200㎡以上	30,000	15,000
	その他の場合	200㎡未満	37,000	18,500
	200㎡以上	41,000	20,500	

(2)共同住宅等

区分	建築物の床面積※2※3※6	認定申請手数料(円)※4	変更認定申請手数料(円)※5	
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合※1	300㎡未満	10,000	5,000	
	300㎡以上2,000㎡未満	21,000	10,500	
	2,000㎡以上5,000㎡未満	48,000	24,000	
	5,000㎡以上	87,000	43,500	
その他の場合 (技術的審査なしの場合)	誘導仕様基準による場合※7	300㎡未満	35,000	17,500
		300㎡以上2,000㎡未満	61,000	30,500
		2,000㎡以上5,000㎡未満	111,000	55,500
		5,000㎡以上	168,000	84,000
	誘導仕様・計算併用法による場合※8	300㎡未満	55,000	27,500
		300㎡以上2,000㎡未満	92,000	46,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	161,000	80,500
		5,000㎡以上	236,000	118,000
	その他の場合	300㎡未満	74,000	37,000
		300㎡以上2,000㎡未満	124,000	62,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	212,000	106,000
		5,000㎡以上	304,000	152,000

(3)非住宅建築物

区分	建築物の床面積※2※3	認定申請手数料(円)※4	変更認定申請手数料(円)※5	
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合※1	300㎡未満	10,000	5,000	
	300㎡以上1,000㎡未満	17,000	8,500	
	1,000㎡以上2,000㎡未満	29,000	14,500	
	2,000㎡以上5,000㎡未満	87,000	43,500	
	5,000㎡以上10,000㎡未満	137,000	68,500	
	10,000㎡以上25,000㎡未満	174,000	87,000	
	25,000㎡以上	217,000	108,500	
その他の場合 (技術的審査なしの場合)	モデル建築物基準による場合※9	300㎡未満	94,000	47,000
		300㎡以上1,000㎡未満	120,000	60,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	158,000	79,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	255,000	127,500
		5,000㎡以上10,000㎡未満	334,000	167,000
		10,000㎡以上25,000㎡未満	401,000	200,500
		25,000㎡以上	471,000	235,500
	その他の場合	300㎡未満	246,000	123,000
		300㎡以上1,000㎡未満	308,000	154,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	398,000	199,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	569,000	284,500
		5,000㎡以上10,000㎡未満	700,000	350,000
		10,000㎡以上25,000㎡未満	828,000	414,000
		25,000㎡以上	945,000	472,500

(4)複合建築物

複合建築物については、住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれ見なして算定した手数料の合計額とします。

(5)複数建築物

複数建築物の連携による取組の認定については、各建築物ごとに単独で申請があったものとそれぞれ見なして算定した手数料の合計額とします。

※1 法第30条第1項の基準に適合していることについて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等を受け、適合証を添付して申請する場合同じとなります。

※2 建築基準法上の床面積となります。

※3 増改築の場合で、棟全体で認定を申請する場合には、既存部分を含む床面積の合計となります。

※4 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

※5 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料【手数料は認定申請手数料の2分の1】

※6 共用部分を審査の対象から除く場合には、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で算定します。

※7 誘導仕様基準 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準

※8 誘導仕様・計算併用法 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法。

※9 モデル建築物基準 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準